

若手従業員への奨学金返還手当を補助します！

高砂市中小企業奨学金返済支援事業

市内中小企業者の人材確保及び若年者の地元就職・定着を図るため、兵庫県雇用開発協会が実施する中小企業奨学金返済支援制度を活用し、若手従業員の奨学金返還を経済的に支援する市内の中小企業者を応援します。

○ 補助対象企業

次の要件を全て満たす市内の中小企業者

- ・市内に主たる事業所を有する個人又は法人
- ・一般財団法人兵庫県雇用開発協会が実施する中小企業奨学金返済支援制度事業補助金の交付決定を受けていること
- ・市税を滞納していないこと

○ 対象従業員

対象企業に勤務し、次の要件を全て満たす者

- ・正社員であり、市内事業所に勤務する者
- ・日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者
- ・40歳未満(申請年度末時点で39歳以下)の者

○ 補助期間

- ・対象従業員1人につき、最長204か月(17年)
(就職17年目の者であれば、最長1年)
- ※申請及び実績報告は、毎年度必須です。



○ 補助金額

- ・市内在住従業員
企業負担額から協会補助金額を差し引いた額の2分の1(1人につき、上限6万円/年)
- ・市外在住従業員
企業負担額から協会補助金額を差し引いた額の4分の1(1人につき、上限3万円/年)

【制度利用の例(年間)】 ※市内在住従業員の場合

	① 従業員の 年間返済額	② 企業の負担額 (事業者で設定)	③(=①-②) 従業員本人の 実質返済額	④(=②×1/2) 協会補助額 (上限6万円)	⑤(=(②-④)×1/2) 市補助額 (上限6万円※)	⑥(=②-④-⑤) 企業の 実質負担額※
例1	18万円	10万円	8万円	5万円	2万5千円	<u>2万5千円</u>
例2	20万円	15万円	5万円	6万円	4万5千円	<u>4万5千円</u>
例3	20万円	10万円	10万円	5万円	2万5千円	<u>2万5千円</u>
例4	40万円	20万円	20万円	6万円	6万円	<u>8万円</u>

◆◆◆ 補助申請先・問い合わせ ◆◆◆

- ・〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1-1
- ・高砂市 生活環境部 商工労働課
- ・電話/079-443-9030(直通) [E-mail/tact2931@city.takasago.lg.jp](mailto:tact2931@city.takasago.lg.jp)
- ・URL: <https://www.city.takasago.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyoshinkoka/sangyoshinko/3/7596.html>

